



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「ロシア共和国民法典」邦訳（7）
Author(s)	五十嵐, 清; IGARASHI, Kiyoshi; 佐保, 雅子 他
Citation	北大法学論集, 22(2), 63-86
Issue Date	1971-09-08
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16125">https://hdl.handle.net/2115/16125</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(2)_p63-86.pdf



「ロシア共和国民法典」邦訳(7)

五十嵐 清  
佐保 雅子

第二十九章 財産の無償利用

第三四二条 財産の無償利用契約

- ① 財産の無償利用契約により、当事者の一方は、相手方に対して財産を無償で一時的な利用のために移転し、または移転する義務を負い、相手方は、当該の財産を返還する義務を負う。
- ② 財産の無償利用契約には、本法典第二七六条、第二七九条、

第二八一条(第①項)、第二八三条、第二八五条および第二九一条——第二九三条の規定がそれぞれ準用される。

第三四三条 社会主義的諸機関相互間の財産の無償利用の期間

- ① 社会主義的諸機関相互間において締結される財産の無償利用契約の期間は一年をこえることを得ない。ただしソビエト連邦およびロシア共和国の立法により別段のさだめのある場合はこ

のかぎりでない。契約がかかる期間をこえて締結された場合には、当該の契約は一年または法律によりさだめられた別段の期限〔*пределный срок*〕をもって締結されたものとみなされる。

② かかる契約が期間をさだめることなく締結された場合には、本法典第二七八条第①項が準用される。当事者のいずれもが、一年または法律によりさだめられた別段の期限の満了前に契約を破棄しない場合には、契約はかかる期間の満了により消滅したものとみなされる。

**第三四〇条 無償利用の〔目的物たる〕財産の不提供の効果**

契約により財産を無償利用のため供すべき義務をひきうけた社会主義的機関が、当該の財産を提供しない場合には、本法典第二八二条の規定が準用される。ただし、かかる場合においては、相手方は、支出した費用、その財産の損失および損耗から成る損害のみを補償される。

**第三四五条 無償利用に供された財産の瑕疵にたいする責任**

財産を無償利用に供した者は、財産の引渡時に故意または重大な過失により明示しなかった当該財産の瑕疵につき責を負う。

**第三四六条 利用のため受領した財産の第三者への移転**

無償利用の〔目的物たる〕財産を受領した者は、財産提供者の同意があるときにかぎり、提供者にたいして責を負うべき者の地位を留保して、当該財産を第三者の利用に委ねることができる。

**第三四七条 契約の期限前の解除**

財産を無償利用に供した者は、本法典第二八九条第一号および第二号にさだめる場合、および、相手方が同意を得ることなく使用貸借に供された財産を第三者に提供した場合には、契約の期限前の解除を請求することができる。

**第三四八条 財産の新所有者の請求による契約の解除**

期間をさだめることなく締結された財産の無償利用契約は、当該の財産の所有権、または、業務管理権が移転した者の請求により解除され得る。

**第三四九条 契約の消滅**

財産の無償利用契約は、債務消滅の一般原則によるほか契約当事者である市民の死亡および法人の消滅によっても消滅するものとする。

### 第三〇章 請負

#### 第三五〇条 請負契約

請負契約により、請負人は自らの危険において注文者の指示による一定の仕事に注文者または自己の材料で完成する義務を負い、注文者は完成された仕事を受領し、かつ、「対価を」支払う義務を負う。

#### 第三五一條 市民による請負作業の完成

市民は自己の労働による当該の「仕事の」完成を条件とする場合にかぎり請負契約による仕事の完成をひきうけることができる。

#### 第三五二条 見積「書」

① 契約によりさだめられた仕事の完成にかんしては、確定または概算見積「書」を作成することができる。

② 概算見積をいちじるしく超過する必然性が生じた場合には、請負人は注文者に対して適時その旨を通知しなければならぬ。かかる場合には、注文者は請負人にたいし支出された費用を補償して契約を解除することができる。請負人が見積の超過につき注文者に通知しなかった場合には、請負人は見積をこえ

た支出の補償を請求することなく仕事を完成しなければならない。

#### 第三五三条 請負人の材料および資金による仕事の完成

① 請負人は自己の材料により、かつ、自己の資金をもって契約によりさだめられた仕事を完成しなければならない。ただし、法律または契約により別段のさだめがある場合にはこのかぎりでない。

② 自己の材料により仕事を完成する請負人は材料の品質不良につき責を負う。

③ 市民の日常的需要（日常注文）に応ずるための請負契約において、請負人の材料によって仕事が完成される場合には、材料「費」は、契約締結時に全額支払われるか、または、相当する模範契約中に指示された部分につき支払われ、請負人により完成された仕事の注文者による受領のときに最終的に清算される。

模範契約によりさだめられた場合には、材料は請負人により信用で（分割払いで）提供され得る。信用で提供された材料の価格の爾後における変更は再計算をとまらぬものではない。

#### 第三五四条 注文者の材料による仕事の完成

① 仕事の全部または一部が注文者の材料により完成される場合

料

には、請負人は、かかる材料の不正な利用につき責任を負う。請負人は、注文者にたいして材料の使用につき計算書を提出しなければならない。

資

② 注文者の材料によって日常注文による仕事が完成される場合には、契約締結時に請負人から注文者にたいして交付される受領証中において、材料の正確な名称、および、当事者の合意にもとづくその価格が記載されなければならない。

### 第三五五条 請負契約にもとづく材料および設備の機関による引渡し

渡し

① 社会主義的諸機関は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法によりさだめられる手続き、および、範囲において、請負契約による生産品の製造のために自己の材料、および、設備を社会主義的工業企業に交付することができる。

② 本条にもとづいて締結される契約中には、他の条件の他に、材料の支出基準、余分および基本的廃材の返還期間、ならびにかかる義務の不履行または不適当な履行についての請負人の責任がさだめられなければならない。

### 第三五六条 請負人の委託財産保全義務

請負人は注文者によって委託された財産の保全を担保するあ

らゆる措置をとる義務を負い、当該財産の滅失または毀損を招来するあらゆる怠慢にたいして責を負う。

### 第三五七条 材料の偶発的滅失の危険

材料の偶発的滅失または偶発的汚損の危険は材料を提供した当事者が負担する。

### 第三五八条 請負人が注文者に告知すべき事情

請負人は「以下各号の事情につき」適時注文者に予告しなければならない。

1 注文者から受領した材料が役にたたないこと、または、品質不良であること。

2 注文者の指示の遵守が完成される仕事の有効性または堅牢性をおびやかすこと。

3 請負人とかかわりなく「生ずる」、仕事の有効性または堅牢性をおびやかす他の事情の存在。

### 第三五九条 注文者が請負人の請求を履行しないときの効果

注文者が請負人の側からする適時かつ根拠を有する告知を無視して、相当な期間内に、役にたたない、または、品質不良の材料を交換せず、仕事の完成方法についての指示を改めず、あるいは、仕事の有効性または堅牢性をおびやかす他の事情を除

去しない場合には、請負人は契約を解除し、これにより蒙った損害の賠償を請求することができる。ただし、社会主義的機関相互間の契約にあっては、請負人は「これを」請求しなければならない。

**第三六〇条 仕事の完成時までの注文者の権利**

① 請負人が適時に契約の履行に着手しない場合、あるいは、期限内の完了が明らかに不可能なほど緩慢に仕事を遂行している場合には、注文者は契約を解除し、かつ、損害の賠償を請求することができる。

② 仕事の完成時までに「債務の」本旨に従った履行がなされないことが明らかになった場合には、注文者は請負人にたいし瑕疵の除去のため相当な期間を指定することができる。ただし当該の要求が指定された期間内に請負人によって履行されないとときには、注文者は契約を解除し、あるいは損害の賠償を請求し、あるいは、請負人の計算において第三者にたいして仕事の修補を委託することができる。

③ 相当な理由が存する場合には、注文者は、仕事の終了までの如何なる時点においても、請負人にたいして仕事の完成部分について報酬を支払い、かつ、請負人が契約解消の結果として免

れうべき「部分」を控除したうえで、契約解消により惹起される損害を賠償して契約を解除することができる。

**第三六一條 請負人により完成された仕事を受領する注文者の義務**

① 注文者は請負人により完成された仕事を受領しこれを検査しなければならない。注文者が仕事を悪化させるような契約条件からの逸脱、または、仕事にかんする他の瑕疵について遅滞なく「異議を」申出ない場合には、注文者は、かかる契約条件からの逸脱、または、仕事にかんする瑕疵をのちに援用する権利を失う。

② 受領の通常の方法によっては発見しうべからざる契約条件からの逸脱、および、仕事にかんする他の瑕疵については、注文者は、それを発見してのち遅滞なく請負人に通知しなければならない。

**第三六二條 請負人にたいする報酬の支払い**

① 注文者は、請負人により完成された仕事にたいして、全作業の引渡しの際に代金を支払わなければならない。ただし、法律、または、契約に別段のさだめある場合にはこの限りでない。

② 日常注文契約により完成される仕事の価額はさだめられた手続により承認された定価表によって決定され、模範契約にしたがって、契約締結時に全額支払われるか、または、契約締結時に前渡金を交付し請負人により完成された仕事の注文者による受領のときに最終的に清算されるという方法で、注文者によって支払われる。

**第三六三条 請負の目的物の滅失または仕事の完了不能の場合に**

おける当事者間の清算

① 請負の目的物がその引渡し前において偶然に滅失し、または、両当事者の責によらずに仕事の完了が不能になった場合には、請負人は、当該の仕事の報酬を請求し得ない。

② 請負の目的物の滅失、または、仕事の完了不能が、注文者によって提供された材料の瑕疵、または、仕事の完成方法にかんする注文者の指示の欠陥により生じた場合、または、注文者による完成された仕事の受領遅滞の発生のにちに生じ、しかも、請負人が本法典第三五八条および第三五九条の規定を遵守していた場合には、請負人は、仕事にたいする報酬を受領する権利を保有する。

**第三六四条 請負人による契約違反の場合における注文者の権利**

① 請負人が仕事を悪化させるような契約条件からの逸脱、または、仕事における他の瑕疵を見逃していた場合には、注文者は自己の選択により、相当な期間内における瑕疵の無料修補、または、契約により注文者の権利としてさだめられている場合には仕事の瑕疵を自己の資金により修補するために注文者によって支出された必要経費の償還、または、仕事の報酬の相当な減額（「のいづれか」）を請求することができる。

② 契約からの重要な逸脱、または、他の重要な瑕疵が仕事に存在する場合には、注文者は、契約を解消し損害の賠償を請求する権利を有する。

③ 契約からの重要な逸脱、または、他の重要な瑕疵が日常注文契約にもとづき注文者の材料によって作成された物のなかに発見された場合には、注文者は、自己の選択により、同質・同種の材料による他の物の作成、または、契約の解除、および、損害の賠償を請求する権利を有する。

**第三六五条 請負人の責任にかんする訴えの出訴期間**

① 請負人の仕事を悪化させるような契約条件からの逸脱、または、仕事における他の瑕疵に由来する訴えは、仕事の受領の日から六カ月以内に提起され得る。ただし、瑕疵が仕事の受領の

通常の方法によっては発見しうべからざる〔ものである〕場合には、仕事の受領の日から一年以内とする。

② 仕事の受領の通常の方法によっては発見しうべからざる建造物または営造物における瑕疵に由来する訴えは、当事者の一方が市民である場合には、仕事の受領の日から二年以内に提起され得る。

③ 請負契約において保証期間がさだめられており、かつ、仕事の瑕疵に由来する異議申立が保証期間内になされた場合には、出訴期間の進行は瑕疵にかんする異議申立の日から開始する。ただし、社会主義的機関相互間にあつては仕事における瑕疵発見の日から開始する。

第三六六条 完成された仕事の受領についての注文者の不出頭の

効果

注文者が日常注文契約にもとづき作成された物の受領のために出頭しない場合には、請負人は、契約に従い〔当該の〕物が注文者に引渡されるべき日から六カ月経過し、二度にわたつて注文者に催告したのちに、さだめられた手続きにより〔当該の〕物を売却することができる。ただし、請負人に支払われるべきすべての費用〔платёж〕を控除した残余の売得金〔барычей-

ная сумма〕は、注文者の名で公証事務所に供託される。

第三六七条 日常注文の模範契約

① ロシア共和国閣僚会議は、市民〔の需要〕に應ずべき個々の種類について日常注文の模範契約を確立する。

② 注文者の権利を制限する〔方向での〕模範契約の条件からの逸脱は、無効とされる。

第三章 資本建設請負

第三六八条 資本建設請負契約

① 資本建設請負契約にもとづき、請負機関は、自己の労力と資本により計画でさだめられた目的物を、承認された設計・見積書に従つて一定期間内に建設し、これを注文機関に引渡す義務を負い、注文〔機関〕は、請負〔機関〕にたいして、建設用地を提供し、承認された設計・見積書を引渡し、建設財政を適時に保障し、建設を完了した目的物を受領し、その対価を支払う義務を負う。

② 注文〔機関〕は、建設のための技術用、動力用、電力用および工場全体の設備および装置を保障する責を負う。ただし、特別な決定によりさだめられる場合はこのかぎりでない。特別な

料 決定により、注文者には建設用資材の保障を課すことができる。

### 資 第三六九条 元請負人および下請負人

① 資本建設請負契約は注文者と一個の建設機関との間で締結される。かかる建設機関は、元請負人として下請契約にもとづき、独立した仕事の総体の完成を専門的機関に委任することができる（第一七一条、および、第二二三条）。

② 設備組立作業の完成についての契約は、注文者と元請負人、または、設備の納入者との間で締結される。

③ 注文者は、元請負人の同意を得て、組立、および、他の専門的作業の完成についての契約を組立機関、または、他の専門的機関との間で締結することができる。

### 第三七〇条 注文者の権利

① 注文者は、完成される仕事の規模、価額、および質を設計および見積に合致させるべく、管理および技術的監督をおこなう。注文者は、いつでも、建設および請負作業の進行および質、ならびに、使用される材料の質を検査することができる。

〔ただし〕、かかる場合には、〔注文者は〕請負人の業務上・経営上の活動に干渉することはできない。

③ 請負人（または下請負人）の責に帰すべき事由〔breach〕により惹起せしめられた仕事の完成〔について〕の瑕疵、または、仕事に利用された材料の瑕疵は、請負人により、自己の計算において除去されなければならない。

### 第三七一条 資本建設請負契約の違反についての当事者の責任

① 資本建設請負契約にもとづく債務の不履行または不完全履行にたいしては、責を負うべき当事者がさだめられた違約金（延滞利息）を支払い、相手方によりなされた支出、相手方の財産の滅失または毀損から成る損害のうち違約金により填補され〔not paid〕ない損害額を賠償する。

② 請負人により独立した仕事の完成期日違反につき支払われた違約金（延滞利息）の総額は、契約によりさだめられた最終期日までに〔当該の〕目的物についての全作業が完了した場合に、請負人に返還される。

### 第三七二条 資本建設請負契約にかんする規則

① 資本建設請負契約は、ロシア共和国閣僚会議により承認された規則に従い、または、ロシア共和国閣僚会議によりさだめられた手続きで締結され履行される。

② コルホーズにおける資本建設請負契約にかんする特別規則

は、ロシア共和国閣僚会議によりさだめられる手続きにより承認される。

## 第三章 運送

### 第三七三条 貨物運送契約および貨物運送計画

① 貨物運送契約にもとづき、運輸機関（運送人）は、荷送人によって委託された貨物を指定された地点まで配達し、貨物の受領権限を有する者（荷受人）に引渡す義務を負い、荷送人は貨物の運送につきさだめられた代金を支払う義務を負う。

② 国家的・協同組合的および社会的機関の貨物の運送契約は、両当事者を拘束する運送計画にもとづいて締結される。

③ 計画によりさだめられていない貨物の運送契約の締結は運輸約款（法典）により確定された手続きでおこなわれる。

### 第三七四条 旅客運送契約

旅客運送契約にもとづき、運送人は旅客を指定された地点まで運送し、旅客により手荷物の引渡（をうけた）場合には、指定された地点まで手荷物を届け、手荷物の受領権限を有する者にこれを引渡す義務を負い、旅客はさだめられた運賃 [тарифная плата] を支払い、手荷物を引渡した場合には手荷物の

運送につきさだめられた代金を支払う義務を負う。

### 第三七五条 貨物・旅客および手荷物の運送条件

① 貨物・旅客および手荷物の運送条件、および、かかる運送についての当事者の責任は、ソビエト連邦および連邦構成共和国の民事立法の基礎にしたがい、個々の種類の運輸約款（法典）、および、さだめられた手続きにより制定される規定によって決定される。

② 自動車運輸による貨物・旅客および手荷物の運送条件、および、かかる運送についての当事者の責任は、本法典にしたがい、ロシア共和国閣僚会議により承認されるロシア共和国自動車運輸約款、および、さだめられた手続きにより制定される規定によって決定される。

### 第三七六条 貨物運送計画の不履行にたいする責任

運送人および荷送人は、運送手段を提供しないこと、貨物を運送のために引渡さないこと、および、運送計画から生ずるその他の義務違反、ならびに、本法典第三七三条第三項にさだめる場合における違反にたいして財産上の責任を負う。

### 第三七七条 自動車による貨物運送計画の不履行にたいする責任

① 自動車による運輸につき運送のため貨物を引渡さない荷送人

は、自動車運輸機関にたいして、運送計画または個別的注文と照合して、引渡されなかったすべての貨物の数量につき罰金を支払わなければならない。荷送人が運送規定を遵守しない状態で貨物を引渡すか、または、適時の発送を保障する期間内に適切な状態にできなかった場合には、「当該の」貨物は、引渡されなかったものとみなされる。

② 運送計画によりさだめられた運送、または、個別的注文により履行のため受領した貨物の運送のために、十分な数量で運輸手段を提供しない自動車運輸機関は、荷送人にたいして、発送のため準備された（もののうち）、計画または個別的注文と照合して、搬出されなかったすべての貨物の数量につき罰金を支払わなければならない。計画によりさだめられた貨物の運送にとって不適当な運送手段の提供は、運輸手段の不提供と同視される。

③ 自動車運輸機関および荷送人は、以下各号に掲げる事由の結果として運送計画の不履行が発生した場合には、免責される。

- 1 不可抗的性格の事象（積雪、洪水、火事等）
- 2 三昼夜以上の期間にわたり企業の仕事を停止するにいたつた、企業上の障害。

3 ロシア共和国自動車運輸約款によりさだめられた手続きで確定された、特定道路經由の運送にたいする一時的停止または制限。

④ 本条にさだめる罰金の額は、ロシア共和国自動車運輸約款により決定される。

### 第三七八条 自動車運輸による貨物、旅客および手荷物の運賃

自動車運輸による貨物・旅客および手荷物運賃の額、ならびに、運送に附随する作業および事務を自動車運輸機関が履行する際の手数料の額は、ロシア共和国閣僚会議によりさだめられる料金表にもとづいて決定される。

### 第三七九条 自動車運輸により運送する貨物の積載および荷下し

① 自動車への貨物の積載は荷送人の労力および資金によつておこなわれ、荷下しは荷受人の労力および資金によつておこなわれる。ただし、自動車運輸機関と荷送人または荷受人間において、それぞれ、別段の合意ある場合にはこの限りでない。

② 荷送人および荷受人の資金による貨物の積載および荷下しの期間は、ロシア共和国自動車運輸約款により決定される。

③ 荷送人または荷受人の責に帰すべき事由により、さだめられた期間をこえて「なされた」積載および荷下しの結果として

〔生じた〕自動車運輸手段の停止、ならびに、荷送人の責に帰すべき事由により「生じた」運行途上における自動車運輸手段の停止にたいしては、荷送人または荷受人は、料金表によりさだめられた範囲において、自動車運輸機関にたいして罰金を支払うものとする。

### 第三八〇条 貨物または手荷物の配達期間および遅延にたいする

#### 責任

① 運送人は、運輸約款（法典）またはさだめられた手続きにより制定された規定によりさだめられた期間に貨物または手荷物を指定された地点に配達しなければならない。さだめられた手続において配達期間のさだめがない場合には、両当事者は契約によりかかる期間をさだめることができる。

② 運送人は、遅延がその責に帰すべからざる事由により生じた場合には、貨物または手荷物の配達についての遅延にたいして責を免れる。

③ 貨物または手荷物の配達についての遅延にたいして自動車運輸機関から懲収される罰金の額は、ロシア共和国自動車運輸約款により遅延期間の長短に応じて決定される。

④ 貨物または手荷物の配達についての遅延にたいして自動車運

輸機関によって「なされた」罰金の支払いは、かかる遅延により発生した貨物または手荷物の紛失、数量不足または損壊にたいして、当該機関を免責するものではない。

### 第三八一条 旅客の請求による運送契約の消滅

① 旅客は、「以下各号に掲げる場合には」都市間の自動車交通についての運送契約を解除し、バス（乗合タクシー）の出発までに「乗車」券を返還して支払った金額を受領することができる。

1 バス（タクシー）の出発が一時間以上遅れたとき。

2 旅客にたいして、販売された「乗車」券よりも低い等級のバス（タクシー）の座席が提供されたとき。

3 ロシア共和国自動車運輸約款によりさだめられるその他の場合。

② 病気その他の災害のため旅行をとりやめた場合には、残余の運送距離にみあった運賃が旅客に返還される。

### 第三八二条 貨物または手荷物の紛失、数量不足および損壊にた

#### いする運送人の責任

① 運送人は、運送のため受領した貨物および手荷物の紛失、数量不足または損壊が自己の責に帰すべからざる事由により発生

したことを証明しなにかぎり、その紛失、数量不足および損壊につき責任を負う（第二二二条および第二二四条）。

② 運輸約款（法典）により、貨物の紛失、数量不足または損壊にたいし運送人に帰責事由ある旨の証明を荷受人または荷送人に負わしめる場合をさだめることができる。

**第三八三条 貨物の紛失、数量不足および損壊にたいする自動車**

**運輸機関の責任の範囲**

① 自動車運輸による貨物または手荷物の運送に際して惹起された損害にたいして、運送人（自動車運輸機関）は、以下各号に掲げる責を負う。

1 貨物または手荷物の紛失または数量不足の場合——紛失または不足した貨物または手荷物の価額の範囲において。

2 貨物または手荷物の損壊の場合——その価値が減少した価額の範囲において。

3 価格の申告を添えて運送のため引渡された貨物または手荷物の紛失の場合——かかる価格が現実の価額を下まわる旨の証明がなされないかぎり、申告された貨物または手荷物の価額の範囲において。

② 自動車運輸機関が責を負うべき損壊（第三二八条）の結果、

貨物または手荷物の品質が、本来の用法に従った利用が不能なほどに変化した場合には、貨物または手荷物の荷受人はこれを拒絶し、かつ、紛失についての賠償金を請求することができる。

③ 紛失または数量不足につき自動車運輸機関が相当する賠償金を支払った貨物または手荷物がのちに発見された場合には、荷受人（荷送人）は、紛失または数量不足につき受領した賠償金を返還して、当該の貨物または手荷物の引渡しを請求することができる。

**第三八四条 運送にかんする請求および訴え**

① 運送に由来する訴えが運送人にたいして提起されるにさきだし、運送人にたいする請求が申立てられなければならない。

② 請求は、六カ月以内に申立てることができる。ただし、罰金または保険料の支払いについての請求は四五日以内とする。運送人は申立てられた請求を審査し、三カ月以内に請求の容認または拒絶を申立者に通知しなければならない。「この期間は、」一個の文書にもとづき、数種の運輸機関の運送人によってなされた運送についての請求にかんしては六カ月以内とし、罰金または保険料の支払についての請求にかんしては四五日以内とす

る。

③ 請求が拒絶されるか、または、本条のさだめる期間内に回答が受領されない場合には、申立者は、回答を受領した日から、または、回答のためにさだめられた期間の満了から二カ月以内に訴えを提起することができる。

④ 運送人が荷送人荷受人または旅客にたいして、運送に由来する訴えを提起する期間は、六カ月とする。

⑤ 出訴期間および国際運輸における運送に関連する紛争にもとづく訴え提起の手続きは、運輸約款（法典）または国際協定によりさ定められる。

**第三八五条 旅客の死亡または健康の侵害の惹起にたいする運送**

**人の責任**

旅客の死亡または健康の侵害の惹起にたいする運送人の責任は、本法典第四〇章の規定により決定される。ただし、法律により加重責任がさだめられている場合はこのかぎりでない。

**第三章 国営保険**

**第三八六条 保険の種類**

国営保険は、強制保険 [обязательное страхование] お

よび任意保険の形式でおこなわれる。

**第三八七条 強制保険**

① 法律により指定された財産は、「当該の」法律によりさ定められた条件で強制保険に付せしめられる。

② 強制保険により、保険機関は、法律にさ定められる事件（保険事故）の発生にあたって、保険契約者または保険に付された財産の帰属するその他の者にたいし、「当該の」財産がうけた損害を填補する。「填補は」財産の完全な滅失にあたっては保険保障の全額、部分的な毀損にあたっては保険保障のこれに相当する部分についておこなわれる。保険契約者はさ定められた保険料を支払う義務を負う。

③ 強制人身保険の種類はソビエト連邦の立法によりさ定められる。

**第三八八条 任意保険契約**

① 任意保険契約により、保険機関は、契約にさだめる事件（保険事故）の発生にあたって、以下各号の義務を負う。

1 財産保険の場合には、保険契約者、または、その者のために「保険」契約が締結された者にたいして、契約のさだめる金額（保険金額）の限度内において、惹起された損害を填補

する（保険金を支払う）。ただし、財産がその全価額につき保険に付されていないときには、保険規定により別段のさだめある場合をのぞき、損害のこれに相当する部分を填補する。

2 人身保険の場合には、保険契約者、または、その者のために〔保険〕契約が締結された者にたいして、国営社会保険、社会保障により当該の者に支払われるべき金額、および、損害賠償手続きにより支払われるべき金額とかわりなく、保険契約によりさだめられた金額を支払う。

② 保険契約者は、契約によりさだめられた保険料を支払う義務を負う。

第三八九条 惹起された損害にたいして責を負うべき者に対する

#### 保険契約者の権利の保険機関への移転

財産保険において、保険契約者（または保険金を受領したその他の者）が損害の惹起につき責を負うべき者にたいして有する請求権は、該保険にもとづき保険金を支払った保険機関に、当該の金額を限度として移転する。

#### 第三九〇条 保険規則

保険規則は、ロシア共和国閣僚会議によりさだめられる手続

きで承認される。

## 解 説

### 一 無償利用

(a) 無償利用契約の性格および期間 二三年民法典は財産の無償利用にかんする規定をもたなかった。しかし、実際上はきわめてひろくおこなわれており、これにたいしては同法典の債権総則および性格上もつとも近似的な貸借にかんする規定が適用されていた。「基礎」にも無償利用については何等ふられてはいないが新民法典は新しく章を設け、第三四二条から第三四九条にいたる八カ条をもってこれに充てた。

無償利用契約の目的物は個々に特定し得る財産で消費されないものに限られる。第三四二条および第三四四条の文言から、社会主義的機関（国営企業、メジ・コルホーズ、労働組合など）が貸主である場合には、契約の成立につき要物性が必ずしも要求されてはいないと考えられる。これにたいして、市民が貸主の場合には要物性が成立要件となる。

賃貸借契約は双務契約であるが、ソビエト法においては、無償利

用についても、それが諾成契約である場合に双務契約〔Двусторонний договор〕としての性格を有することがその特徴といえよう。要物性を要件とする場合には複雑な問題が生ずる。第三四五条によれば、貸主は目的物の瑕疵を明示する義務を負い、かつ、故意または重過失により明示しなかった瑕疵については責を負うものとされており、したがって、一見したところ要物契約としての無償利用契約も双務性を有するかの如く受取られやすい。

しかし、次のことが注意されねばならない。すなわち、財産の瑕疵を明示する義務自体が引渡される財産に瑕疵の存するときだけ貸主に課されているということである。それゆえ、かかる義務は、契約の内容として不可欠な要素ではないし、要物契約たる利用契約に双務契約としての性格を与えるものでもない。財産の瑕疵を貸主が告知せず、しかも故意または重過失が存し、かつ、その瑕疵が原因となって借主に損害が生じたときには、はじめて当該の契約は双務契約の性格を帯びるのである。

社会主義的機関のあいだで締結される施設その他の無償利用契約は、賃貸借とは異り（第二七七条②項参照）、特別な期間が法定されないかぎり一年をこえることはゆるぎない（第三四三条①項）。一年に満たない期間を合意によってさだめること、およ

び期間をさだめないことは当事者たる機関の自由であると考えられている（同条②項参照）。後者の場合には第二七八条①項が準用され、各当事者は、建造物につき三カ月、その他の財産につき一カ月の予告期間において任意のときに契約を解除し得る。また期間経過後も利用が継続されている場合には、第二七九条①項により、貸主の側からする異議のないかぎり、該契約は不定期間をもって更新される。なお、賃貸借契約更新につき社会主義的機関が有する優先権（第二八〇条）は、無償利用契約については発生しない。

(b) **当事者の権利および義務** 社会主義的機関が無償利用に供すべき財産を引渡さない場合には、借主は、引渡しを請求する権利、あるいは当該の契約を解除する権利を有する。かかる場合においても、また、要物性が要件とされている場合においても、借主は引渡し遅延または不履行の結果として自己がこうむった損害の補償を請求することができる。ただし、賃貸借契約の場合（第二八二条参照）とは異って、財産上の積極損害だけが填補される。

財産の提供者が目的物の引渡時にその瑕疵について明示する義務を負っていることは前述のとおりであるが、これに由来して惹

料 起された損害の補償義務が軽過失の場合にだけ免責されるにすぎ

ない」とされていることは注目に値する。

資 借主は貸主の承諾を得て目的物を第三者の利用に供することが  
できる。この場合、第三者は無償利用にかんする法律関係には全  
く登場せず（第三四六条）、したがって、借主は、第二二三条の  
原則により、貸主にたいして、自己に帰責事由の存する場合のみ  
ならず、第三者のそれについても責を負うことになる。

期間のさだめある無償利用契約は原則としてその満了前に解除  
されない。ただし(1)借主の契約違反または用法違反が存する場合  
(2)借主が故意または過失により財産の状態を悪化せしめた場合  
(第二八九条①項1・2号)、および(3)借主が承諾を得ることなく  
第三者に目的物を提供した場合には、貸主に解除権が発生する  
(第三四七条)。

第二八八条により、賃貸借契約においては目的物の所有権の移  
転は前主と賃借人間の契約関係に消長を来たさない。すなわち、  
当該の契約に期間のさだめある場合には、その期間、さだめのな  
い場合には、すくなくとも一カ月は契約が継続することになる。  
これは国家的機関相互間においても、また当事者の一方が国家的  
機関である場合でも同様である。しかし、無償利用契約について

はこれと異なる原則が採用された。第三四八条により、期間のさだ  
めをもって締結された無償利用契約は新所有者にたいして期間満  
了までその効力を保持するが、期間のさだめない場合には、新  
所有者は、借主にたいして、全く予告することなく契約を解除す  
ることができるとされる。

## 二 請負

(a) 請負契約の概念 「基礎」第七章の三カ条にもとづき新民法  
典は第三〇章（第三五〇条——第三六七条）において、請負の法  
律関係を規律している。請負契約により、請負人は注文者の注文  
にもとづいて、注文者の材料または自分の材料をつかって、自己  
の危険負担において一定の仕事を完成しなければならず、注文  
者は、完成された仕事を受領し、その対価を支払わなければなら  
ない（第三五〇条）。

(b) 当事者の権利および義務 請負人は独立の経済主体として自  
己の危険において仕事を完成しなければならない。したがって、  
目的物がその引渡前に請負人の責によらずに滅失した場合や、完  
成すべき仕事に不可抗力により履行不能となった場合には、原則  
として報酬請求権をもたない（第三六三条）。

市民が請負契約により仕事を完成することは新民法典によっても禁じられていない。登録し、許可証を得た者は協同組合に加入しない独立の屋内工業者および手工業者として独自の仕事をなすことができる。ただし、それら自営業者といえども自己の仕事のために他人の労働を利用することは許されない。これは、「協同組合非加入の屋内工業者および手工業者の登録規定」第三条によりすでにさだめられているが、新民法典第三五一条にもこの原則は確認された。問題になるのは社会主義的機関に働く労働者が個人として請負契約の主体たり得るかということである。彼等は基本的生活費を労働の対価として保障されているからである。この点についても法律は明文をもって禁止してはいない。したがって、かかる市民については、勤務から解放された時間に、たとえば修繕業務の如きささやかな仕事を請負契約にもとづいてなすことは認められると解されている。この場合にも第三五一条の規定が適用されるのは当然である。

市民の日常注文により請負契約が締結された場合には、請負人は注文者の材料をつかうこともできるし、自己の材料をつかうこともできる。後者の場合、材料費の支払いは模範契約に従ってなされる(第三五三条③項)。たとえば、一九六五年二月一日付ロシ

ア共和国關係會議令により承認された「住居修繕請負模範契約」によれば、材料費は原則として契約締結時に完済されることになるが、その価格が一〇ルーブリをこえる場合には、契約締結時に五〇%以上支払われなければならない。残額は仕事の受領時に支払われる。また、ソビエトにおける割賦販売の普及はいちじるしいものがあるが、最近では小売店ばかりでなく、企業が請負契約の注文者に信用で材料を提供するサービスもゆきわたってきたといわれている。一九六二年一〇月二四日付ロシア共和国關係會議令は「仕立屋および職人の材料の信用による支払いをとまなう、衣服の個別縫製にかんする市民の日常注文を企業が受入れる手続き」を承認した。市民は個別オーダーにより自分の洋服の生地を請負人たる縫製企業から信用で手に入れ得るわけである。この場合、材料の価額は売渡された時点における売価とされ、のちに生じた価額の変動は全く考慮されない。

仕事の全部または一部が注文者の材料によって完成される場合に、請負人は材料の不正な利用について注文者にたいし責任を負う(第三五四条)。ソビエト債権法においては、各当事者に、社会主義的国民経済の観点からみて有益と評価される方法によってその責任を遂行する義務が課せられており(第一六八条②項)、こ

料の原則が請負契約関係において具体化されたものが第三五四条である。同条にしたがって、請負人には、引渡しをうけた材料の名称、数量、価額を正確に記載した受領書作成義務、材料の使用についての計算書を提出する義務および余った材料の返還義務が課せられている。

社会主義的機関のあいだでは、原材料から製品をつくるという形式における契約が経済活動の実務上きわめて重要な役割を果してきた。この契約にもとづいて注文機関は製品の生産に必要な材料を現物またはフォンドによって請負機関に交付し、ときには、注文の達成に不可欠な設備の一時の利用もみとめていた。これは一九五五年九月九日付ソビエト連邦閣僚会議令「企業の指揮権の拡張について」第三節および第二一節にもとづいておこなわれていたものである。新民法典は社会主義的機関相互間における請負契約につき新しい規範を設けた。第三五五条により、かかる場合には法律によりさだめられる手続きおよび範囲において材料および設備の提供がゆるされる。ただし同条にもとづいて締結される契約中には、材料、設備、製品等の運送条件等のほかに、材料の支出基準、余分や廃材の返還期間、義務不履行の場合の請負人の責任についてさだめなければならぬ（同条第②項）。これらの

諸要件は契約の本質的な部分を成すと考えられており、したがって、いずれかが欠如している場合には契約は締結されなかったものとみなされる。注文機関が請負機関の告知を無視して、品質不良な材料の交換に应ぜず、または、仕事の有効性・堅牢性をおびやかす事情をすみやかに除去しない場合には、発生した損害の賠償請求が請負機関に義務づけられている（第三五九条）ことも注目されねばならない。

第三六〇条は仕事が完成される時点までの注文者の権利につきさだめるものであるが、これは二年民法典第二二五条、二二六条および第二三四条をまとめたものである。市民法の一般原則とは異って、適時に仕事を開始しない場合にも請負人に損害賠償義務ありとされている点が特徴である。

「基礎」第六五条を承継して新民法典第三六四条は請負人に契約違反があつた場合の注文者の権利についてさだめている。これは旧第二七条とは原則を異にしている。まず第一に、新法によれば、注文者は、契約からの重要な逸脱、または、重要な瑕疵の存在する場合にだけ解除権を有する（同条②項）。旧法のもとでは、仕事に何等かの瑕疵があれば注文者は原則として契約の解除を請求し得る、とされていた。ただ、その瑕疵が重要でないと

みとめられる場合に、裁判所が解除権の行使を拒絶することができただけであった。第二に、新法では、軽微な瑕疵があった場合に、注文者が自己の資金で修補して必要費の償還を請求できるのは、請負人が相当な期間内にこれを無償で修補しないときのほかは、契約上明確に注文者の権利として定められているときに限られることになった。これは旧法には存在しなかつた新しい原則である。この原則は、社会主義債権法の使命として掲げられた、前述の、「経済的履行義務」(第一六八条③項)の原則にまさに適合するものである。というのは、経済活動の特別な分野についての専門家である請負人は、最少限の費用と労力で瑕疵を除去し得るものなのであり、したがって、請負人自身に修補せしめることが社会経済的観点からもっとも有益だと考えられるからである。

第三六六条は、日常注文による仕事が完成したにもかかわらず、注文者が受領のため出頭しない場合についての規定である。かかる場合、請負人は引渡し日から六カ月が経過し、かつ、二度にわたって催告したうえで、当該の物を売却し、売得金から報酬その他を受領する権利を有する、とされている。この規定の解釈については問題が生じた。すなわち、請負人は六カ月の経過を待

ってはじめて催告することができるか否か、という問題である。この点については、物の受領のための催告と売却のための催告とをわけて考え、前者については時期を問わずにできるが、後者については、受領すべき日から六カ月を経過したのちにはじめて可能になると考えられている。なお請負人が受領すべきすべての費用を差引いた残余の売得金は注文者の名で公証事務所に供託される。

### 三 資本建設請負

(a) 資本建設請負契約の性格および当事者 資本建設請負とは設備投資計画にもとづいて社会主義的機関のあいだでおこなわれる建設工事の請負である。資本建設は(1)請負方式(2)経済的方式(3)両者の混合である経済的Ⅱ請負方式の三種の手段でおこなわれる。これは共產主義的物質的・技術的基盤の確立というソビエト社会の課題にとつてきわめて重要な役割を果すものであるが、とりわけ(1)の方式は、現在、組立建築作業のほぼ九割を占めている。

「基礎」第七一条は、資本建設請負契約はソビエト連邦關係會議の承認する規則により締結されるべき旨をさだめ、新民法典第三七二条もロシア共和国につき同趣旨の規定を設けた。現行の規

料 則は一九五五年八月二十四日付ソビエト連邦關係會議令により承認

されたものであり、この規則には、一般模範契約および年間模範契約が付則として添付されている。更に、特別な規範を確立した行政上の命令(Указ)として一九六五年一〇月八日付ソビエト連邦關係會議により承認された財政建設規則がある。

資本建設請負契約の当事者は社会主義的機関だけである(第三六八条、「基礎」第六七条)。注文者たり得る機関は、当該の建設を行なうにつき権原を有するものであり、契約当事者は、新建設の場合には、企業または他の機関の長であり、改築または増築の場合には当該の企業(機関) 自体である。

請負人たる機関は(1)一般建築トラスト、特殊建築トラスト、モントージュ・トラストおよびこれらに加入している個々の管理局、ならびに管理局内の個々の部門、または直接トラストに加入している機関(2)住宅建築コンビナート(3)特別な建築機関である。これらはいずれも法人格を有していなければならない。すなわち、経済採算制にたち、当該の機関にたいして配布された固定資産および流動資産を有し、独立の貸借対照表を有するもの(第二四条(1)項)のみが資本建設請負契約による請負機関たり得るわけである。

資本建設請負契約は計画行為にもとづいて締結されるものであり、したがって、契約当事者の債務は計画行為から直接に発生する(第一五九条)。この性格は、請負人にたいして、計画により定められた目的物を承認された設計・見積書にしたがって一定期間内に建設する義務を負わしめる第三六八条の規定からも明らかであろう。契約締結の前提としては、計画文書のほかに財政規則および他の規範的行政行為 [Нормативный акт] の存在が要求されており、これらのうちいずれか一個を欠いても契約は無効となる。

(b) 当事者の権利および義務 請負機関は自己の労力と資金により仕事を完成しなければならない(第三六八条①項)。このことは、原則として請負機関が自己の責任において労働力を配分し技術上の監督をおこない、資材、機械、設備、運輸につき適正な使用をすることを意味する。請負機関は下請契約により元請人としてまとまった仕事の完成を専門機関に委ねることができるが(第三六九条)、この場合には、注文機関との関係では、仕事の総体につき、自己の労力および資金のみにもとづかず下請負機関の労力および資金を使用することになる。下請負機関は元請負機関にたいして当該の仕事の完成につき責任を負うことになる。

注文機関は請負機関にたいして(1)建設用地の提供(2)承認された設計・見積書の引渡し(3)建設財政の適時の保障(4)目的物の受領および対価の支払義務を負い、かつ、原則として、建設に必要な技術用、動力用、電力用および工場全体の設備および装置を保障しなければならない(第三六八条②項)。

さだめられた納期に仕事を完了しなかつた請負機関は、遅滞が三〇日未満の場合には、一日につき未完成部分の価額の〇・〇一%の延滞金を支払わねばならず、三〇日をこえた場合には、これに加えて二%の違約金を支払わねばならない。ただし、契約によりさだめられた最終期日までに全作業が完成された場合には、すべて返還される(第三七一条③項)。

注文機関が請負機関にたいして、仕事に必要なサービスなどなすべき債務を遅滞した場合には、一日につき遅滞総額の〇・〇五%を支払わなければならない。また、さだめられた期日までに設計図その他の文書を交付しない場合やフオンドまたは現物による設備の提供をしない場合も同様である。遅滞期間が三〇日をこえた場合には、延滞金はそれ以上加算されないが、遅滞された仕事の契約上の価額の二%を限度として違約金の支払い義務が課せられる。さらに、仕事の受領期日の遅延の場合には、一日につき一

〇〇ループリの罰金を請負機関に対して支払わねばならない。

#### 四 運 送

「基礎」第三条により、鉄道、海運、河川運輸、および航空、パイプ・ライン運輸にかんする立法はソビエト連邦の権限においてなされるものとされ、これにしたがって「基礎」第七二条——第七七条が運送の法律関係につき詳細に規定している。それゆえ、ロシア共和国民法典は第三章において「基礎」の各規定を完全に承継したほかに自動車運輸について若干の条文を付加しているにすぎない。新民法典が付加した規範は三種類にわかれている。

まず第一にあげられるのが第三七八条である。この規定により、貨物、旅客および手荷物の自動車による運送の場合に付随的に発生する作業(たとえば、手荷物の積載・荷おろしなど)および事務(たとえば、書類の発送についての整理など)について追加料金が徴収されることになる。

第二の種類は、自動車による貨物の運送についての規範をさだめたものであり、第三七七条、第三七九条、第三八〇条③項および④項がこのグループに属する。第三七七条では自動車による貨

物運送計画を履行しない場合の荷送人および運輸機関の責任がさだめられている。自動車運輸機関にたいして、計画または個別注文により決定された貨物を全く引渡さない場合、および、数量に不足がある場合には、荷送人はこれにみあった罰金を支払わなければならない。のみならず、たとえば、規定量の水分を超えた貨物を引渡したり、不適当なつめものをした場合に、適時の発送を保障する期間内にこれをあらためないときにも引渡しはなかったものとみなされる。運輸機関は引渡された貨物の種類、形態に依りて適切な運輸手段を十分な数量で提供する義務があり、これに違反した場合には搬出されなかった貨物の数量について罰金を支払わなければならない。両当事者が免責されるのは同条③項に列記される場合だけである。

貨物の積載は荷送人の労力および資金によってなされ、荷下しは荷受人の負担によってなされる(第三七九条①項)。さだめられた期間内に積載および荷下しが完了せずその結果、自動車運輸手段の停止が発生した場合には荷送人または荷受人が運輸機関にたいして罰金を支払うことになる(同条③項)。ただし、貨物を引渡さない場合とは異って、停止にたいする罰金は当事者に帰責事由がある場合に限られる。

貨物または手荷物配達の遅延した場合には、運輸機関は罰金を支払う義務を負い、かつ、遅延により生じた損害を賠償しなければならぬ(第三八〇条③項および④項)。この場合に、損害は完全に賠償されるべきか、それとも、罰金によって埋められなかった部分のみでよいかという問題が生ずる。新民法典がこの点については特別のさだめをしていないところから、この問題については債権法の一般原則による、と解されている。したがって、第一八九条により、損害は罰金により填補されない部分について補償される。

第三のグループは自動車による運輸契約から直接生ずる問題を規律する技術的な性格のものである。その第一は貨物の紛失、数量不足の場合に運輸機関が負うべき責任の範囲を限定した第三八三条であり、その第二は旅客の側からする運送契約の解除についての第三八一条である。運輸機関は貨物が紛失または不足した場合にはその限度で責を負い、帰責事由ある場合には品質低下についても責任を負う。

旅客は、自動車の出発が定刻より一時間以上遅れたときに契約を解除できる。自己が購入した切符より下の等級の座席が提供されたときにも同様である。

## 五 国営保険

新民法典第三章(第三八六条——三九〇条)は「基礎」第一〇章(第七八条——第八二条)を承継し、国営保険について規定している。

国営保険は強制保険および任意保険の二種の形式でおこなわれ(第三八六条)、ソビエト連邦財務省の管轄下にある国家保険局(第三八六条)、ソビエト連邦財務省の管轄下にある国家保険局(第三八六条)によって管掌される。一定の財産は強制保険に付されなければならない(第三八七条①項)。一九六七年八月二八日付ソビエト連邦最高幹部会令により、かかる財産の種類がさだめられた。この保険の契約者たり得るものはコルホーズおよび市民である。コルホーズの財産のうち(1)農業生産物(2)農業用家畜、家禽、兎、毛皮獣、みつ峰(3)建造物、営造物、通信手段、動力用・労働用およびその他の機械等が強制保険の客体である。また、経済活動をなす市民については、かかる者に個人的所有権をもつて帰属する以下の財産に強制保険を付すことが義務づけられている。(1)建築物(2)年令六カ月にいたった牛(3)一才以上十八才未満の馬(4)一才以上のらくだ、ろば、らば、羊、山羊および九カ月以上の豚。

一九六〇年九月二二日付ソビエト連邦財務大臣訓令により旅客

強制保険規則がさだめられた。これにより(1)鉄道・海運運送(近郊交通網を除く)(2)航空運送(3)一般利用者用の自動車運送(州内・地方内運行路線および州境をまたがない共和国内の路線を除く)の旅客は災害をうけた場合に強制人身保険の適用をうける。これらの運輸機関による運行の途上で発生した災害が原因となつて一年以内に死亡、または完全な恒常的な労働能力の喪失がおこつた場合には、三〇〇ルーブリを限度として保険金の支払いがなされる。

任意保険契約は財産についても人身についても締結され得る。契約は第一回の保険金が払込まれたときに締結されたものとみなされる。保険契約者たり得る者は、市民、コルホーズ、協同組合および社会的機関であり、その相手方は国家保険局である。保険に付されるべき財産の価額は国家保険局により評価される。検査官による評価は、当然のことながら、資産目録上の評価額や売買価額とは必ずしも一致しない。

保険事故が発生した場合には保険金額の限度内で損害が填補される。財産の全価額について保険が付されて居ず、しかも、損害が全体におよんでいないときに、支払われるべき保険金の算定には一個のシステムが用いられている。すなわち比例システム

〔пропорциональная система〕と第一次危険システム〔система «первого риска»〕である。比例システムによれば、

資 評価額一〇〇〇ルーブリの財産につき八〇〇ルーブリが保険に付

されていた場合において、三〇〇ルーブリ相当の損害が発生したときには二四〇ルーブリが填補されることになる。第一次危険システムによれば損害は保険金額の限度内で完全に填補される。保険金額をこえて発生した損害額（第二次危険）は保険契約者が負うべきものとなる。前述の例によれば、損害額が九〇〇ルーブリの場合、填補されるのは八〇〇ルーブリまでとなる。

強制保険および一般規定による財産の任意保険の場合には比例システムが採用され、(1)市民に帰属する家財および運送手段についての保険および(2)保管または仲介などにより市民および機関から、ある機関にひきわたされた財産についての保険の場合にだけ、第一次危険システムが採用される。

人身保険の種類は(1)混合保険(2)終身保険(3)一時的保険(4)災害保険の四種である。もっとも多くおこなわれている形式は(1)である。この場合、一六才以上六〇才までの市民が保険契約者となり、期間は五年間、一〇年間、一五年間の三種にわかれている。

この契約により国家保険局は、契約者が満期まで生存していた場

合も含めて多様な形態の保険事故につき保険金を支払う。(2)および(3)の場合にも保険契約者たり得る市民は一六才以上六〇才まであるが、(4)については第一および第二グループの労働不能者を除き一六才以上七〇才までとされている。人身保険の場合には、保険契約者および保険金受取人にたいして国营社会保険・社会保障および損害賠償手続きにより支払われる分とはかわりなく契約により定められた保険金が支払われる。